

平成 28 年 4 月 26 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 28 年熊本地震により被害を受けた中小企業の皆さまに対する
特別措置の取り扱いを開始

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、平成 28 年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、既に特別相談窓口を設置し「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、4 月 25 日付けで、特に著しい被害を受けた熊本県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、特別措置（「災害復旧貸付」の利率引き下げ）を開始しました。

日本公庫は、このたびの地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

<特別措置の内容>

対象者	平成28年熊本地震により被害を受けた熊本県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの
具体的な措置内容	① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引き下げ ② 利率引き下げ適用の限度額 「災害復旧貸付」のうち1千万円（中小企業団体にあっては3千万円）

（注）日本公庫が取り扱っている国の教育ローン（教育貸付）についても、今般、災害特別措置（貸付利率の引き下げ）を追加実施しました。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考：「災害復旧貸付」の内容>

	個人企業・小規模事業者の方 （国民生活事業）	中小企業の方 （中小企業事業）
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
利率	基準利率	
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。

中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（据置期間2年以内）です。